

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>特例告示の期限が「平成 26 年 3 月 30 日までの間」となっているが、この告示に基づく弾力化措置は、平成 26 年 3 月末の決算には適用されないという理解で良いか。</p> <p>具体的には、四半期決算の場合は平成 25 年 12 月末の決算まで、半期決算の場合は平成 25 年 9 月末の決算まで、弾力化措置が適用されるという解釈で良いのか。</p>	<p>各決算期時点における自己資本比率の算定については、平成 26 年 3 月末の決算の直前の決算期まで適用されることとなります。</p>
2	<p>特例告示の期限が「平成 26 年 3 月 30 日までの間」となっているが、世界的に不安定な金融状況のため、平成 26 年 3 月 31 日までとすべきではないか。</p>	<p>本特例告示は、足元の市場が不安定な状況となってきたことを踏まえ、当面の措置として、約 2 年間延長することとしたものです。</p>